

令和8年度 木とふれあう木育推進事業の募集に関する Q&A

【補助対象について】

Q 木製品の産地の要件について、令和2年度までは「地域産木材」指定だったと思いますが、令和3年度より「大阪府産材」の指定に変更となったのですか。

A 本事業では、子どもたちに森林の大切さや木材に対する理解を深めてもらうよう木育活動を推進しておりますが、より地域に密着したものとして、大阪府の森林についての理解に焦点を当てることとしました。そのため、地域産木材ではなく、大阪府内で育った木材である大阪府産材を使用することとしております。

Q 机、椅子、ロッカー、棚、下駄箱、パーテーション、木育教材、おもちゃ以外の木製品については補助対象になりませんか。

A 上記以外の木製品については、知事が必要と認めるものに限り補助対象となるため、希望される場合、事前相談期間中に具体的な規格や図面、商品カタログ等を持参のうえ、ご相談ください。

Q 他の補助金と重複して利用することは可能ですか。

A 導入する木製品が他の補助事業の補助対象となるものは、本事業の補助対象になりません。

Q ウッドデッキテラスは対象となりますか。

A 屋内で継続的に使用される木製品を補助対象としていますので、ウッドデッキテラスは補助対象になりません。

Q 木製の工作キット等の使い捨ての木製品や園児に配布する木製品については補助対象になりますか。

A 対象施設内で継続的に使用される木製品を補助対象としていますので、使い捨て及び配布する木製品は補助対象になりません。

Q 強度や安全性等の面から、大阪府が推薦する木製品や販売業者がありますか。

A 特定の木製品や販売業者の推薦や紹介等はできません。
また、子どもの体重を支える机や椅子の強度、木のおもちゃの安全性、接着剤や塗料の安全性、価格等については、事業実施主体自らが販売業者等にご確認いただき、適

切な木製品を選択してください。

なお、事業実施計画書には、机及び椅子の強度・おもちゃの安全性・揮発性有機化合物の放散量に関する資料を添付いただくことがあります。

【対象事業の認定について】

Q 「小規模保育（事業）A型」は対象施設になりますか。

A 地域型保育事業を行う事業所に該当しますので、対象施設になります。

Q 応募すれば必ず補助金はもらえますか。

A 募集期間内に、実施要領で定める事業実施計画書を提出いただきますが、各施設から提出いただいた事業実施計画書の補助金額が当該年度予算を超えた場合は、募集期間終了後、別途定める日に、選定会を開催し、抽選により、対象事業を選定の上、認定することになりますので、ご了承下さい。

Q 選定会はどのようにして開催されるのですか。

A 実施計画書の審査の結果、計画の認定が可能と判断された事業者に対し、認定事業者選定会の日時、場所を通知します。認定事業者選定会は公開で実施し、府の職員が抽選を行います。抽選結果はホームページに公開します。認定事業者選定会への事業者の出席・欠席は自由とします。

Q 木育活動や木材のPRはどのようなことをすればいいですか。

A ホームページへの掲載や園だより等の配布物への掲載に加えて、下記の視点を踏まえた取組を検討してください。

- ・森林の役割や大切さ等について理解を深める活動
- ・木材を利用する意義や効果等について理解を深める活動

Q 複数の施設を経営しているが、今回、複数の施設を同時に応募することは可能ですか。

A 応募は可能です。ただし、各施設から提出いただいた事業実施計画書の補助金額が当該年度予算額を越えた場合、抽選（公開）を実施し、対象事業を選定します。この場合、より多くの法人等を支援対象としたいため、複数の施設を同時に申請する法人等には、あらかじめ優先順位をつけていただき、優先順位1の施設を選定会の対象施設とします。

（優先順位2以下のものは、抽選の対象になりません。）

Q 補助金の申請額はどのようにして決めればいいですか。

A 申請しようとする補助金の金額は、2社以上の販売業者からの見積書等を比較・検討いただいた、根拠のある金額を提示してください。
なお、金額が異常に高いなど疑義が生じた場合には、詳細を確認することがありますのでご了承ください。

Q 消費税相当分は補助対象に含めるのですか。

A 補助対象経費に消費税相当分は含めないでください。

【事業の実施について】

Q 対象事業に認定されれば、木製品を購入するための契約をしてよいですか。

A 対象事業として認定した場合は、その旨事業計画者に通知します。その通知後30日以内に補助金の交付申請をしていただき、大阪府から補助金交付の決定が通知されてから契約してください。
なお、交付決定前に着手した行為については補助対象外となりますのでご注意ください。

Q 木製品を導入した後はどうすればよいですか。

A 事業実施計画に基づく木製品が導入されて、販売業者への支払が完了し、木育活動を実施いただいた時点で事業完了となります。
その後、実績報告書を大阪府に提出後、府職員が検査（現地確認と書類確認）を行います。その際には、銀行の振込み関連書類など、相手方への支払に関する書類も確認します。

Q 一度事業を実施した施設で再度応募することは可能ですか。

A 一度事業を実施した施設は対象外としていますので、再度応募することはできません。
なお、前年度応募をして採択されなかった対象施設においては、応募は可能です。
また、複数の施設を経営している場合、事業を実施していない施設においては、応募は可能です。